

(案)  
造林事業請負契約書

- 1 事業名 令和6年度松くい虫防除（特別防除）請負事業
- 2 事業場所 福島県東白川郡棚倉町大字北山本字檜沢国有林 36 ち林小班外
- 3 事業量 40.00ha(1回散布)
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和6年6月28日まで
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也)  
〔注〕 ( ) の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	部分払 <span style="float: right;">回以内</span>	第38条
×	前金払 <span style="float: right;">10分の4以内</span>	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第39条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

8 特約事項  
別紙のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字館ヶ丘 73-2

分任支出負担行為担当官

棚倉森林管理署長 渡邊 修 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙

## 特約事項

(作業着手届)

第1条 乙は、ヘリポートに航空機を配置し、散布作業に着手しようとするときは、着手前に着手届を甲に提出すること。

(現場代理人、担当操縦士)

第2条 乙は、現場代理人及び担当操縦士を定め、作業着手前に書面により甲に通知すること。

(監督職員)

第3条 監督職員は特別防除に必要な立会及び監督を行い、又は現場代理人及び担当操縦士に対し指示を与えること。

2 乙の現場代理人は、作業現場に常駐し、監督職員の監督又は指示に従い、航空機の運航及び薬剤の散布に必要な一切の事項を処理すること。

3 甲又は監督職員は、乙の現場代理人、担当操縦士について、作業の実施又は、管理につき著しく不相当と認められるときは、その事由を明示して、乙に対してその交替を求めることができる。

4 乙は、前項の請求に対して、これに応じなければならない。

(甲側搭乗員)

第4条 甲は、乙の作業実施について、監督職員又は甲の指名した職員を搭乗させる必要がある場合は、書面により乙に通知するものとする。

(公共用のための航空機の転用)

第5条 天災その他止むを得ない事由により、公共用のため緊急に航空機を他に転用しなければならない事情が発生したときは、乙の申請により甲乙協議のうえ、甲は、必要最小限度の期間を限り書面をもって転用を承認するものとする。

2 甲は、前項の承認をした場合において、転用による不就業期間に相当する期間について、頭書の作業期間を延長することができる。

(人命補償等)

第6条 甲の指名した職員が飛行中または乗降中に生じた損害及び死亡について、搭乗者の責に起因するもの以外は乙がその賠償の責を負うものとし、賠償の額は双方で協議するものとする。ただし乙に過失がなく第三者によって生じた場合はこの限りではない。